

第16号様式（第21条）

第	号	相続人代表者指定（変更）届		
		令和 年 月 日		
八街市長 様				
被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。				
相続人代表者	住 所			
	ふりがな		被相続人との続柄	
	氏 名			
	電話番号		相続分	
被相続人	住 所			
	ふりがな		死亡年月日	
	氏 名		年 月 日	
相続人	氏 名	被相続人との続柄	住 所	相続分
	⑩			
	⑩			
	⑩			
	⑩			
	⑩			
摘 要				

- 注1 相続人代表者は、被相続人の死亡時の住所と同一の住所を有する相続人その他被相続人の市税の納付（納入）につき便宜を有する人の中から指定してください。
- 2 相続人欄は、相続を放棄した人や相続人代表者の指定をしない人は記入の必要はありません。

## 書 き 方

- 1 「相続人代表者」欄は、亡くなった方の市税に関する書類を相続人や包括受遺者を代表して受領する方の住所、氏名、被相続人との続柄、電話番号、相続分を書いて、必ず押印してください。
- 2 「被相続人」欄は、亡くなった方の住所、氏名、死亡年月日を書いてください。
- 3 「相続人」欄は、相続人代表者を指定する相続人や包括受遺者の氏名、被相続人との続柄、住所、相続分を書いて、必ず押印してください。  
なお、相続人や包括受遺者のうちに相続人代表者を指定しない方がいる場合は、その方は記入する必要はありません。
- 4 「相続人との続柄」は、亡くなった方からみた続柄（夫や妻、子など）を書いてください。
- 5 「相続分」は、法定相続分（民法第900条、第901条）又は遺言による指定相続分（民法第902条）の割合を書いてください。

(注) 1 法定相続分により財産を取得した場合は、次の割合となります。

- ① 相続人が配偶者と子の場合・・・配偶者は1/2、子は1/2
- ② 相続人が配偶者と直系尊属の場合・・・配偶者は2/3、直系尊属は1/3
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合・・・配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4
- ④ 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合・・・各人の相続分は均等

なお、①と③の相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に亡くなっている場合にこれらの方に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に亡くなったその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。

- 2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 3 各人の相続分の合計は、相続人代表者を指定しない相続人や包括受遺者がいる場合を除き1になります。

- この相続人代表者指定（変更）届は、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合で相続人代表者を指定とき又は既に指定した相続人代表者を変更するときに提出してください。したがって、相続人や包括受遺者が1人の場合や相続人代表者を指定しない場合は、提出の必要はありません。
- この相続人代表者指定（変更）届の提出期限は定められていませんが、相続人代表者を指定又は変更したときは、なるべく早めに提出してください。
- この相続人代表者指定（変更）届の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、八街市役所総務部課税課（☎043-443-1116）までおたずねください。